

TPPと写真著作権

石新智規 (弁護士)

著作権委員会

2010年の終わり頃から、主に農林水産関連を中心にした話題の多いTPPですが、実は『物』の貿易に関する関税撤廃だけでなく、サービスや知的財産権にも関わるものです。既に農林水産業に与える影響は様々な視点からたくさん話題が出ていますが、著作権や知的財産権に関するものはあまり聞こえてきません。写真の著作権に関してはなおさらです。もし日本がTPPに加盟した場合や、交渉中の米国の主張する条項が盛り込まれた場合には、私たち写真家や写真の著作権に与える影響はどのようなものがあるのでしょうか。この協定が発効された地域は自由貿易地域 (Free Trade Area) となり、その国の法律、例えば著作権法をも変えてしまいます。急激な変化は誰も望まないでしょうが、TPP賛否の議論よりも、隠された思惑を読み解きながら、著作者にとって重要な著作者人格権の保護に関する条項などが忘れ去られたまま、著作者不在のビジネスツールにならないよう注視すべきです。なぜなら、表現者である私たちは、100年先、1000年先の未来をも創造できるからです。

今回は、米国著作権法にも詳しい石新智規弁護士に、今後の展開を考えながら、著作権にフォーカスした解説をしていただきます。
(著作権委員会)

今話題のTPPとは

TPPとは、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement あるいはTrans-Pacific Partnershipの略称で、環太平洋パートナーシップ、環太平洋経済連携協定、環太平洋戦略的経済連携協定などと呼ばれる多国間協定です。2006年、チリ、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイが協定を結び始めたもの(P4協定)で、その後2010年3月にオーストラリア、ペルー、ベトナムに加え米国が協議に参加しました。その後、同年10月にマレーシアが参加し、9カ国が交渉参加国です。

昨年11月、日本は協議に参加することを表明しましたが、TPPが日本の国益に合致しないのではないか、特に農産物の関税撤廃による貿易自由化 (日本市場の開放) が日本の農業を破壊してしまうのではないかという懸念から大きな反対が出ていることは、報道でご存知の方も多いと思われる。

そして、最近になって、TPPは実は日本の農業だけの問題ではなく、日本の知的財産権制度にも関わりがあるという点について注目が集まりつつあるようです。たとえば、福井健策弁護士は、著作権が交渉の主戦場になるとして警告されています (福井健策「警告 著作権が主戦場になる！」文藝春秋 2012年新春特別号 156頁以下)。

TPPをめぐる報道が農産物の自由化をめぐるものが多いため誤解もやむを得ませんが、TPPの交渉対象は「農産物」だけではありません。何と21の分野が交渉の対象となっています。例えば、サービス、電子商取引、競争政策、投資、環境、労働、紛争解決など、多岐に渡る内容です。

米韓FTAと米国の戦略

TPPでどうしても知的財産権までが議論の対象とされるのでしょうか。その理由はお隣の韓国の状況を見ると分かります。韓国は、FTA (Free Trade Agreement、自由貿易協定、関税の撤廃等の通商障壁を除くために締結される協定) ですが、米韓FTAは知的財産権も対象に含んでいることから、本稿の文脈ではTPPと同種のものと考えてください)の締結に積極的であり、2012年1月に米韓FTAが発効、韓EU・FTAは2011年7月に発効しています。そして韓国は、米韓FTA締結の結果、その合意に従った著作権法改正に着手しています。

米韓FTAをみれば、FTAと同種の経済協定であるTPPの交渉対象に、韓国との交渉と同様、知的財産制度が含まれることに違和感はありません。

また、米国が経済協定を利用して著作権ルールを策定し実現していく戦略は、これまで締結されたTRIPS協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、1994年) や実質合意に至っているACTA (2010年、Anti-Counterfeiting Trade Agreement、偽造品の取引の防止に関する協定 (仮称)) などを見ても顕著です。

経済協定を通じた著作権ルールの策定には、①WIPOといった国際機関を通じて実現される国際条約の締結に比べ当事者が限定され、合意形成が容易であること、②関税撤廃、経済協力等を材料として交渉相手国 (特に発展途上国) からルールへの妥協を得やすく、当事者間の力関係次第で自己に都合のよい結果を得やすいこと (TRIPS協定で

は米国の都合で著作権者人格権の保護が対象から外れていきます)、③締結国のルール違反について経済制裁を含む明確な救済手段が(ベルヌ条約等とは異なり)存在するなどのメリットがあります。米国が今回のTPPにおいて知的財産権のルールを策定しようとする理由はここにあります。

2012年1月10日現在、TPPへの参加国は日本を除けば9カ国ですが、日米両国のGDPの参加国全体のGDPに占める割合の大きさからすれば、実質的には日米FTAであるとの指摘さえあります。

米国がFTA交渉を通じて韓国に著作権法の改正を迫ったように、日本を含む参加国に著作権法改正を働きかけたとしても何ら不思議でないことは、TPPとFTAの類似性と韓国の現実を見ればお分かりいただけるのではないのでしょうか。

韓国著作権法の改正

それでは韓国は、どのような改正を米国から求められたのでしょうか。前述のとおり韓国はすでに米国・EUとFTAを締結し、EUとのFTAを履行するために2011年、著作権法を改正し、現在、米韓FTAの履行のために必要となるさらなる著作権法改正が審議中です。2011年改正により、①著作権保護期間の延長(著作権者の死後70年)と②アクセスコントロールの禁止が盛り込まれ、さらに、米韓FTA履行のために予定されている改正では、③公正利用制度の導入、④著作隣接権保護期間の延長、⑤オンラインサービスプロバイダの免責規定の改正、⑥法定損害賠償制度の導入が実現される見込みです。(註1)

米国スタンダードの是非

韓国著作権法の改正内容は、いずれも米国著作権法に既に存在する制度ばかりです。米韓FTAの結果といえる韓国著作権法の改正内容をも、TPPの知的財産権分野において、米国がその著作権法をスタンダードとして輸出しようとするのは容易に想像されます。ACTAの交渉で実現したかったが出来なかったものをTPPで実現しようとしているとも言えそうです。

実際、公式には明らかにされていませんが、リークされた米国提案を見る限り(註2)、米国スタンダードの輸出を意図していることは明らかです。著作権保護期間は70年、技術的保護手段の回避に関する規定やオンラインサービスプロバイダの免責要件など、米国著作権法の規定をそのまま提案するような内容です。

また、著作権者が損害の立証をしなくても、一定額(通常の場合、1作品の侵害について750ドル～3万ドルの範囲で裁判所が判断する。但し、故意侵害の場合は上限が15万ドル、侵害でないと思えるについて合理的理由がある場合は下限が200ドルとされる)の損害賠償を認める米国の

法定損害賠償制度に類似した制度の導入が前提とされているようです(註3)(著作権者の損害を補填するに十分なもので、かつ、将来の侵害抑止に資するだけの賠償を立証なしで求めることができ、弁護士費用の請求もできる)。

今後の展開と対応

米国著作権法のスタンダードだからおかしいとは直ちに断言できません。写真の著作権保護期間は延長されるべきだと考えておられる方も多いと思います。私見では、法定損害賠償制度は権利者の泣き寝入りを防ぐためにも日本で導入が検討されてもよい制度だと思います。しかし、TPP交渉をまとめるためという「大義」のために、日本の著作権者をはじめ著作権法に利害を有する者が疎外されたところで米国スタンダードの輸入を決めるという消極的選択は避けるべきです。日本の著作権法が大改正されてすでに40年以上が経過しています。技術の進歩、デジタル環境の発展(著作権自身がユーザーと直接結びつくことが容易になっている環境)を踏まえ、アナログ環境を前提として作られた現行著作権制度の見直し(リフォーム)が必要ではないかを、著作権者及びユーザーが共に自身の問題として考え、議論し、あるべきリフォームを実現するのが一番理想的ではないでしょうか。

前述のとおり、米韓FTAではFTAの締結が先行し、その義務を履行するために著作権法が改正されました。日本政府はそのようなことはしないと信じたいところですが、理屈の上では、まずTPPに合意し、その義務の履行として著作権法の改正を行うというシナリオもあり得るのです。日本政府にそのようなシナリオを選択させないためにも、写真家のみならずクリエイターの皆さんには、TPP交渉を注視し続けていただきたいと思います。

(註1) チェ・ギョンス「韓国の自由貿易協定締結と著作権法改正」(第3回日韓著作権フォーラム(2011年12月6日)において配布されたレジュメ)

(註2) <http://keionline.org/sites/default/files/tpp-10feb2011-us-text-ipr-chapter.pdf>

(註3) 米国の法定損害賠償は、創作後、タイムリーに著作権を登録した者だけが享受できるものである点は注意を要する。

略歴：石新智規(いしあら ともき)

弁護士。虎ノ門総合法律事務所所属。著作権法学会、国際著作権法学会会員。ユニ著作権センター著作権相談員。元カリフォルニア大学パークレー校ロースクール客員研究員。元財団法人デジタルコンテンツ協会 法的環境動向に関する調査委員会委員。

執筆、講演等に「Copyright Principle Project Report」(財団法人デジタルコンテンツ協会、2011)ほか。